

平成29年度

公益財団法人矯正協会事業計画書

第1 基本方針

公益財団法人矯正協会（以下「本会」という。）は、我が国の矯正に関する学術の発展と普及啓発を図るとともに、矯正行政の運営に協力し、もって犯罪及び非行の防止に寄与し、ひいては我が国の安全安心な社会の実現に寄与することを基本方針とする。

第2 事業内容

1 矯正活動に関する調査研究・資料収集及び普及啓発（公益目的事業1）

国内外の矯正活動に関する調査及び研究並びに資料収集により得られた成果や情報を広く国民に提供して普及啓発することで、国民の矯正に関する理解を深めるとともに、我が国の矯正に関する学術の発展を図るため、次に掲げるとおり、前年度の事業を継続する。

(1) 矯正図書館

刑事政策専門図書及び関係資料の収集、整理、保管管理並びに閲覧等による情報提供を行う。本年10月には矯正図書館開設50周年を迎えるため、記念行事の開催及び記念誌の刊行を行う。

(2) 国際交流

ア 中国監獄工作協会との代表団派遣による相互交流

本年度は、日本側代表団が訪中する予定であり、その際、矯正施設の参観等のほか、矯正に関するシンポジウムにより、更なる相互交流を深める。

イ 韓国矯正学会等との機関誌の相互交換、国際矯正・刑務所協会、ストックホルム犯罪学賞事務局、アジア太平洋矯正局長等会議への資金支援、及びこれらの団体等からの資料収集を行う。

(3) 出版活動

刑事政策、矯正教育、矯正活動に関連する著作、講演録や論文等矯正に関する学術振興等のための図書の刊行を行う。

(4) 広報活動

ア 矯正展の法務省との共催による支援を行う。

イ 矯正施設における記念式典等の行事の後援などにより、矯正広報の活動を支援する。

(5) 研究活動

矯正処遇・矯正教育・鑑別を始めとする矯正の諸活動に関する研究を行い、研究成果を紀要としてまとめ刊行する。

2 矯正活動に対する支援助成（公益目的事業2）

矯正活動に対する支援助成を通じて矯正行政の運営に協力するため、前年度に

引き続き、次に掲げる事業を実施する。

(1) 矯正活動に対する支援

ア 矯正施設の被収容者に対する支援

①被収容者の矯正教育用の器材・凶書その他の用品の整備、運動会・競技会・慰問・盆踊り・宗教関係等各種行事の実施に要する費用の援助、②受刑者能力・学力測定検査技術及び同用紙の提供、並びに③被収容者居室用カレンダーの提供により支援する。

イ 矯正施設に対する支援

矯正施設の安定的な運営のための支援として、①矯正活動の功績者に対する表彰、②保安無事故表彰、作業表彰及び矯正関係功績や職員表彰等国の表彰のための援助、③記念誌、所内誌、施設のしおり等の発行等のための援助、並びに矯正施設所在地域との交流、周辺美化のための援助により支援する。

ウ 矯正職員に対する支援

①「刑政」誌（月刊）、実務参考書、研修教材等の出版・提供、②矯正職員の海外研修・海外留学等のための支援、③武道奨励等及び日韓武道交流のための支援、④矯正職員の各種競技大会開催のための支援、⑤刑事政策意見交換会の開催（年4回）、並びに⑥矯正技法講習会の開催により支援する。

エ 刑務所作業提供事業の実施

国が実施する刑務作業の安定的運営に協力するため、刑務作業に必要な原材料を提供し、出来上がった製品を納品（販売）する事業を実施する。

(2) 矯正活動に対する助成

ア 助成（応募型）

公募に応じて申請のあった犯罪被害者支援団体への資金助成を行う。

イ 助成（その他）

矯正に関わる学会、諸団体への資金助成を行う。

3 会員福祉

本会の会員の福祉の増進を図るため、次に掲げるとおり、前年度の事業を継続する。

(1) 本会の会員である矯正職員等に対する事業

ア 永年勤続職員の表彰

イ 退職慰労金、負傷及び罹病見舞金、罹災見舞金、弔慰金の贈呈

ウ 会員及びその親族の難病罹病者見舞金の贈呈

エ 安原基金による国外調査研究経費の助成

オ 前田基金による資格取得・教養向上資金の貸与

カ 手帳等の贈呈

キ 結婚祝い品の贈呈

ク 矯正研修教材の贈呈

(2) 会員である退職者に対する事業

- ア 叙勲受章者への記念品贈呈
- イ 相互親睦用連絡会報紙の発行・提供
- ウ 長期会員への記念品の贈呈
- エ 手帳等の贈呈

4 保険料集金事務受託事業（収益事業）

現職矯正職員及び矯正職員退職者を対象とした損害保険会社の団体扱い自動車保険等の集金事務を実施する。